

宮崎県 外国人材定着促進支援事業費補助金の活用事例をご紹介します！

補助対象経費の2分の1以内の金額を補助します！（最大25万円）



外国人材が特定技能1号から2号へレベルアップするための勉強をしているが、漢字の読み書きに苦戦している…



例①

外部講師を企業に招へいして、研修・勉強会を実施する場合

補助対象

- ・講師謝礼
- ・講師旅費
- ・研修に必要な消耗品費
- ・共用の教材購入費
- ・会場使用料

例：使用料や賃借料 など

一緒に頑張ろう



例②

外部で開催される研修・勉強会に参加させる場合

補助対象（企業が負担する以下の経費）

- ・受講料、参加料
- ・研修会場までの交通費（県内外OK）
例：レンタカー貸上料
公共交通機関の利用料
高速道路利用料金 など

・宿泊費
※研修日程等の提示が必要です。

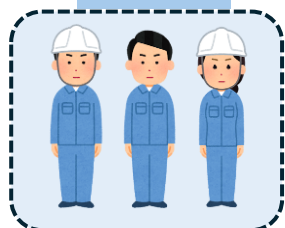


雇用している外国人材の在留資格の更新手続きを行政書士等に依頼する際の経費が必要になる…

例：特定技能3名の場合、毎年15万円（5万円／人）が必要



更新前



更新後



在留資格の更新等に係る、申請業務を行政書士等に依頼する際の費用の一部を補助します！

補助対象：書類の作成や申請 など
※法定手数料は補助対象外です。

来年も頑張るぞ！

HPに掲載しているQ&Aも併せてご覧ください！



宮崎県 総合政策部 産業政策課
TEL：0985-26-7967
MAIL：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

Q&A

